

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 7 月 29 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 26 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年岩手県人事委員会規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第 2 条、第 3 条関係）				別表（第 2 条、第 3 条関係）			
[略]				[略]			
知事の 事務部 局	出先機関	[略]		知事の 事務部 局	出先機関	[略]	
		福祉総合	所長 <u>児童女性部長 障</u>			福祉総合	所長 <u>部長 総務課長</u>
		相談セン ター	害保健福祉部長 総務課 長			相談セン ター	
		[略]				[略]	
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この規則は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。